

平成20年度第1回庁議 会議録

[日 時] 平成20年4月7日(月) 午前8時30分～午前10時07分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 平成20年度予算執行方針について (企画部)

(2) 平成20年度部局執行方針について (各部局)

3 連絡事項

1 市長あいさつ

本日は、平成20年度の初めての庁議ということで、4月の人事異動により新たなメンバー構成での初めての庁議となります。庁議は新居浜市の最高の意思決定機関であるということ、常に認識してこの会議に臨んでいただきたいと思います。

本日の議題には各部局の執行方針があがっておりますが、平成20年度の施政方針については3月市議会で申し上げましたとおりであります。この着実な実現に向けて、各部局長が指導力を発揮し、部局、課所の職員が一丸となって事業の推進に取り組んでいただきたいと思います。

また、本日の庁議の予定は10時30分までということになっておりますが、私は入学式出席などの所用があり途中で退席します。その後は、副市長さんで進めていただきたいと思いますので、あらかじめ申し上げておきます。

2 議 事

(1) 平成20年度予算執行方針について (企画部)

市長 では、議事に入る。まず、平成20年度予算執行方針について、企画部から説明をお願いします。

<企画部長が、別添資料、平成20年度予算執行方関係資料に沿って説明。>

お手元に、平成20年度の予算執行方針骨子をお配りしている。また、パソコン画面には全文を出しているの、両方を見ていただきたい。

まず、資料にはないが、本市財政の現状認識ということで申し上げたい。三位一体の改革や16

年災害への対応などにより、大変厳しい財政運営を強いられてきた。この間、市民と共による歳入歳出改革を通じて、また、市税収入の増加もあり、平成19年度末の財政調整基金については、災害前の状態に回復できる見通しとなっている。しかし、今後も、国、地方も通じて進められている行財政改革によって、地方交付税の減少が見込まれており、20年度当初予算編成においては27億円の収支不足のため、財政調整基金の取り崩しと減税補てん債の発行によって収支を整えたということである。このように楽観を許さない厳しい現状認識に基づく平成20年度の予算執行方針であるということをご理解いただきたいと考えている。

では、内容にはいらせていただく。

まず、第1の全般的事項について。1の収支均衡による健全財政の堅持ということで、限られた財源で最大の効果をあげるよう、計画的・効率的執行に努めることとしている。財源との調和による中長期的な収支の均衡と財政構造の適正化に留意し、弾力性の確保に努めるなど健全財政を堅持すること。2として、費用対効果の検証による事業の効率化と経費の節減にも努めることもあげている。また、3の市民への情報公開と協働の推進として、市政情報の適時適切な公開、提供を通じて、協働のまちづくりを積極的に推進することとしている。また、4の組織機構改革への対応として、予算執行にあたり遺漏のないよう十分留意することとしている。5の規則等の遵守として、新居浜市予算の編成及び執行に関する規則等を遵守することとしている。また、6の予算の補正については、制度改正等真にやむを得ないものとしている。最後に、7の資金管理の効率化とペイオフ対策として、これらに適切に対応することとしている。

第2の歳入に関する事項に移る。ここからは時間の都合もあるので、昨年度からの変更点など、特に留意していただきたい点についてのみについて、ご説明する。まず、3の国・県支出金について。道路特定財源については、暫定税率分が期限切れとなり、予算計上されている歳入確保の目途が立っていないため、国・県の動向に注意し情報収集に努め、対応に遺漏のないようにすること。次に、5のその他収入について。広告事業への取り組みという枠組みができたので、新たな財源確保策として積極的に取り組まれない。

次に、第3の歳出に関する事項に移る。まず、1の執行計画について。各部局における自主管理、責任執行体制を基本にするということは変わりがないが、予算の編成及び執行に関する規則に基づき、執行計画を作成し、計画的な執行管理に努めるということにしている。作成した執行計画のうち、施策・公共・単独の委託料、工事請負費、公有財産購入費、建設事業に係る補償費については、財政課予算担当までご提出をお願いしたい。なお、この件については担当者への説明会を予定しているので、出席方よろしくをお願いしたい。次に、2の予算の執行の(2)公共事業等の計画的な執行について。先ほども申し上げた特定財源に関連したことであるが、道路特定財源を特定財源として予算計上している事業については、国の方針が確定するまでは執行を留保することとしている。

また、情報収集に努めていただき、事務に遺漏の無いようお願いをしたい。次に、(4)の執行手順と点検について。この内、イについてであるが、公金支払関係事務改善検討委員会で検討していただき、需用費については事務処理手順が変更されることとなっている。例えば、施設修繕費の写真添付については、今までは30万円以上となっていたが、これが10万円以上で必要などと変更になっているので、このあたりご留意をいただきたいと考えている。次に、(13)の時間外勤務手当については、計画的な執行に努めていただくということで、時間外勤務の縮減のため、各課において具体的な取り組みを強めていただきたい。次に、3の予算流用について。このことについては、計画的な執行をお願いしたいということで、流用は必要最小限に留め、やむを得ず流用する場合においても、予算が不足することとなった理由の具体的な記載のないものは受け付けないということでさせていただきたい。最後に、4のその他の事項については、特段の変更はないので、説明は省略させていただく。

以上、平成20年度予算執行方針の概略を説明したが、本日の庁議で決定していただけたら、お示しするので、各部局内での周知徹底をお願いしたい。

市長 只今、平成20年度の予算執行についての説明を受けたが、何か、ご質問、ご意見等はあるか。

執行方針の文章的なものには異議はないが、道路課、下水道建設課、農地整備課に市単独事業として枠配分した事業についてである。予算査定において、管財課が管理している、現況が道路や水路になっている公共用地の維持修繕をこの中で実施することとしたと思う。担当課長、担当部長のレベルで協議、整理しておいていただきたい。

企画部長 一応、連携して行っていくということにはなっている。

市長 では、平成20年度の予算執行はこの方針でいくことを決定するので、職員の皆さんに十分周知をして、徹底していくようお願いしたい。

(2) 平成20年度部局執行方針について (各部局)

市長 次の議題に移る。平成20年度部局執行方針についてであるが、時間もないので、項目を絞って説明をお願いしたい。

なお、重要事業及び懸案事項については、5月の庁議で、あらためて報告することとしているので、本日は、重要事業・懸案事項として新規に追加しようとする項目、そして、廃止しようとする項目のみについて説明していただき、この庁議で追加・廃止の決定を行いたいと思っている。

長くなるので、3部ずつお願いする。

<各部局長が、別添資料、平成第20年度部局執行方針に沿って説明>

<企画部長>

企画部では、本年度廃止しようとする重要事業・懸案事項1項目を含め、全部で20項目を執行方針としている。重複している項目があるが、施政方針に掲げている項目が14項目、重要事業・

懸案事項が6項目、新市建設計画が4項目、その他が3項目であり、その内、目標管理に搭載しているのが10項目となっている。本日は、その内6項目についてご説明する。

まず、項目番号3番の次期長期総合計画の策定について。現在の第四次長期総合計画の目標年度は平成22年度で、残り3年間となったことから、23年度を初年度とする第五次長期総合計画の策定業務を本年度から着手する。本年度は、計画策定の全体フレーム、いわゆる枠を早期に固めるとともに、具体的業務としては、市民3,000人を対象とした市民意識調査を実施する。実際の調査は10月から11月に行い、2月末までに分析し、本格策定に役立てていきたいと考えている。

次に、項目番号4番の都市再生整備計画の進捗管理について。都市再生整備計画に基づく「まちづくり交付金事業」は、本年度から事業着手ということになる。この事業は、駅前土地区画整理事業を始めとして、中央環状線改良事業、国領川緑地再生整備事業、地域交流センター建設事業など、複数課にまたがる事業である。このことから、交付終了年度には事後評価が必要となるということもあるので、効果的な事業執行となるよう適正な進捗管理を行っていく。なお、平成20年度の国費内示額は9,850万円で、要望額を930万円上回る内示となっている。

次に、項目番号6番の補助金の見直しについて。補助金公募制度については、導入から3年経過後に見直しを行うこととなっていることから、今年度見直しを行い、平成21年度以降の補助事業は、新たな制度の下で採否の決定を行うことを予定している。このことから早急に見直し作業に取りかかることとしており、3年間の取り組み成果を十分に生かし、また、補助金の財源枠、審査の方法など顕在化した課題については改善が図られるよう制度設計を行いたいと考えている。今後、議会説明、パブリックコメント等の日程もあるので、5月中旬までには原案を作成したいと考えている。

次に、項目番号11番の新居浜市行政改革大綱2007の着実な実施について。これについては平成19年度から取り組みを始めたものであり、44の実施計画項目を設定している。平成19年度の実績としては、それぞれの課所において年度目標をたてていただき、その目標に対して、一定達成できたものが23項目、取り組みは行ったものの目標の水準まで達成できなかったものが8項目、未実施であったものが13項目ということで、それぞれの進行管理を行ってまいりたいと考えている。なお、詳細については、行政改革推進委員会の方で報告をさせていただく。後、全庁的な取組としては、新居浜市職員満足度調査の実施を本年度予定している。また、平成19年度末に「新居浜市公の施設の管理運営状況について」ということで、公の施設について課題等の整理を行った。その中で、検討が必要とされている施設が31施設あるので、その31施設について、所管部局と協議を行いながら、検討を進めていきたと考えている。

次に、項目番号19番、20番の駅周辺地区整備計画及び駅周辺整備促進事業について。区画整理事業による基盤整備が進んでいるJR新居浜駅周辺地区が、賑わいに溢れた新居浜らしい出会いの場となるよう、平成18年度、19年度の2か年継続事業として業務委託し、芸術文化施設や駐車場、駐輪場、自由通路等の公共施設の整備と、民間施設の誘導等、駅周辺地区整備の在り方について具体的な導入機能や行動計画を策定した。平成20年度からは、平成22年度完成予定の区画整理事業の進捗に整合するよう、策定された行動計画に沿って市民合意や企業進出の誘導を推進し

ていく。そのため、平成19年度までの駅周辺地区整備計画を廃止し、平成20年度からは駅周辺整備促進事業として、民間商業施設の誘致、関連公共施設の整備、芸術文化施設建設の推進に取り組むこととしている。

<総務部長>

総務部は、新たな重要事業2件を含め16項目を掲げているが、内7項目について、順次、概略を説明する。

まず、個人情報保護制度及び情報公開制度の適切な運用について。本年1月から、全部改正した個人情報保護条例及び情報公開条例が施行され、4月からは罰則規定も施行されることとなっている。今後においては、職員一人一人がこれらの制度改正について理解を深めるとともに、統一的な事務処理の執行が要求される。そのため、職員の教育及び研修等の機会を設け、かつ、これを効率的に実施することにより、職員の資質向上を図るとともに、本市の個人情報保護制度及び情報公開制度の適切な運用の徹底を図っていく。

次に、国領川洪水ハザードマップの周知について。平成19年度に愛媛県が実施した国領川の浸水想定区域の調査を受けて、国領川洪水ハザードマップを作成した。全市版については市内全世帯に、詳細版については該当校区の全世帯に配布するとともに、出前講座等を通じ、周知に努めていく。

次に、災害時要援護支援プランの策定について。災害時要援護者対策として、福祉部や市民部及び消防本部と連携して取り組んでいるが、平成20年度から22年度までの3年間で市内全校区での災害時要援護者支援プランの策定を進めていく。平成20年度は、金栄、惣開、多喜浜、垣生、大島、角野、大生院の7校区で支援プランを策定する。

次に、防災行政無線整備の検討について。別子山地区の無線設備の更新が必要なことから、現在、防災行政無線整備検討委員会において、デジタル方式による新居浜市全体の整備計画を検討しているが、平成21年度からの事業実施に向け、具体的な計画を策定していく。

次に、定員適正化計画の策定について。今年度は、団塊の世代の退職に伴い、多くの定年退職者が見込まれているが、一方で、勸奨退職あるいは再任用といった不確定要素もあるため、人員予測については慎重に精査した上で採用計画をたて、事務量に見合った人員確保に努めるとともに、削減目標を達成できるように、より精査した定員適正化計画を策定する。

次に、人材育成の推進について。少数精鋭による市民満足度の高い行政サービスの提供を行うためには、その直接の担い手である職員が専門性を高め、持てる能力を最大限に発揮することが求められている。職員の意識改革、能力開発を図るため、人材育成基本方針(18年度策定)に基づき、体系的、計画的な人材育成に努め、組織全体のレベルの向上に努めていく。

最後に、軽自動車税申告書の電子化について。従来、紙ベースでやりとりしていた軽自動車税申告書を、今年度、電子化を導入し、入力 of 正確性、迅速性を向上させ、賦課事務の効率化を図っていく。

<福祉部長>

福祉部から報告する。

まず、番号1番の社会福祉協議会への市補助金及び委託料等の適正化について。平成19年度に見直し検討委員会を立ち上げているが、引き続いて20年度も、21年度当初予算編成を向けて、補助金及び委託料等の適正化の検討を行っていききたい。

次の2番の指定管理施設の評価と再委託について。これは、別子山分館を含めた総合福祉センター、心身障害者福祉センター、くすのき園が20年度をもって指定管理者の期間が切れるため、あらためて、21年度に向けて、現在の評価と、それから、再度、指定管理者への委託に向けての検討をしてみたいと考えている。

次に、3番のまさき育成園建て替えへの支援について。まさき育成園は、その建替えについて10数年苦慮している。行政としても、一定の建替えについての支援が必要であろうと思われるので、まさき育成園と市が共同して、一定の方向性を見出していききたいと考えている。

次に、4番の新居浜市地域福祉推進計画の中間見直しについて。19年度までの進捗状況等を分析し、20年度以降、必要であれば計画の手直しが必要であろうということで中間見直しを行う。

次に、5番の第4期高齢者保健福祉計画の策定について。第3期が20年度で終わり、21年度から第4期がスタートするわけであるが、主に問題となっている特別養護老人ホーム、あるいは通所施設などの施設の整備計画が議論になろうかと思う。こういったところの計画を作ることにしている。

次に、6番目の慈光園及び東新学園の建替えについて。重要事項・懸案事項であるが、慈光園については一定の方向性が見えたということで、慈光園のみ削除させていただき、東新学園の建替えについては、引き続き、重要事項・懸案事項として残していききたいと考えている。

7番から9番は、従前どおり重要事項・懸案事項として、引き続き残していく。

次に、10番の第三者評価制度の導入について。これは八雲保育園についてであるが、この20年4月から民間移管しているが、移管後の評価ということが従前から議論になっているので、今年度は愛媛県福祉サービス第三者評価機関に委託をして、評価をしていききたいと考えている。

最後に、11番の特定健診・特定保健指導の円滑な実施について。これは、保険者としての義務として課せられているが、はじめての取組みということで、本年度は重点を置いて進行管理を行っていききたい。

市長 確認であるが、企画部の補助金の見直しについては、提案としてはいつまでにするのか。また、福祉部の指定管理施設の評価と再委託についてで、次の指定管理を議案として市議会に提出する時期は、いつになるのか。

企画部長 補助金の見直しは、今年度に募集する補助金から新たな制度で行うということになるので、議会への説明などのことを考慮すると、5月の中旬頃までには原案を作成する必要があると考えている。その原案に基づき、議会への説明、市民へのパブリックコメントなどを行い、7月ないし8月の市政だよりで公にする、こういった流れになるかと思う。

福祉部長 全庁的なスケジュールで取り組むこととは考えているが、仮に業者が変わったとしたら、移行期間や周知期間をおかなくてはならないので、遅くとも12月市議会には

提案しなければならないと考えている。総務部と相談しながら取り組んでいきたい。

市長 総務部長。前は総務部でまとめて一緒にしたが、今回はどうするのか。

総務部長 前は、指定管理者制度は初めてで、どの部局もしたことがないということで、総務課の方でイニシアティブをとった。しかしながら、今回は既に指定管理者制度は導入済みのため、総務部としては助言はするが、それぞれの部局が主体的にしていっていただきたいと考えている。

市長 市議会に議案として提出する時期は、皆で決めておかなければならないのではないか。9月であったり、12月であったりとばらばらではいけない。9月は早いし、3月では遅すぎる。やはり12月ということになるろうか。

福祉部長 新たに職員を雇うところも出てくるかもしれないので、3月では遅い。9月ではあまりにも早すぎるので、やはり12月ぐらいだろうと考えている。

市長 全体の流れは、まとめていかなければならない。ばらばらではいけない。総務部長。よろしく願います。

総務部長 はい。

市長 それと、総務部の「個人情報保護制度及び情報公開制度の適切な運用」についてである。情報公開制度の全部改正で、どのように変わったか、どこまでを情報公開することになったのか、職員は理解できているのであろうか。

総務部長 3月の末に、個人情報保護条例と情報公開条例の解釈及び運用基準を、従来は冊子で出していたものを全て作り替えて、掲示板に掲示している。ただ、ページ数で言うと150ページ近くもあることから、なかなかご覧にならないのではないかと考えている。

市長 具体的なレベルで説明しなければ、理解しにくいのではないか。

総務部長 その辺りも、解釈及び運用基準の中に詳しく書いている。

市長 解釈及び運用基準の周知はもちろんのことであるが、わかりやすいレベルで願いたい。

市長 何か、他に質問等あるか。

副市長 企画部の駅周辺整備促進事業についてであるが、整備内容を早く固めていただきたい。それと、福祉部の第4期高齢者保健福祉計画の策定については、高齢者の方の待機者が非常に多いということで、かなり関心を持たれており、この辺りは多めに議論して早急に取り組んでいただきたいと考えているので、よろしく願います。

市長 途中で退席するので、今言っておくが、5日に八雲保育園の入園式に出席したが、民間移管がスムーズにしているのではないかと感じた。保護者を顔も、そのような感じであったと思う。これからも、後3園の民間移管が続くので、よろしく願いたい。

では、次の3部局、願いたい。

<市民部長>

市民部では、22項目の執行方針を掲げている。内8項目について概要をご説明する。

まず、2番の未来プロジェクトの実施について。市民やNPOなど民間の方のまちづくりに対する意欲や実行力、アイデアを市政に活かすため、チャレンジ精神や、課題発見力・目標設定力といった各種プロジェクト力、また、市民主体のまちづくりワークショップ開催の促進能力を備えた人材の育成事業に計画的に取り組むとともに、昨年度実施した「新居浜をよりよくしよう！プロジェクト」の提案実現支援を、まちづくり協働オフィスと連携して行っていく。

次に、3番の協働事業推進のためのガイドラインの運用について。平成19年3月に協働事業推進のためのガイドラインを作成し、平成21年度までの3カ年計画により、協働事業市民提案制度などを活用して、新たな市民と行政の協働事業の創出を目指している。2年目となる平成20年度は、19年度募集事業のうち予算措置を行った2事業の着実な実施を図るとともに、自由テーマだけでなく、市から提示したテーマに対する提案を募集することも検討していく。

次に、4番の国際交流基本計画の見直しについて。国際交流に携わる市民活動団体をはじめ、市民各界各層の皆様からなる新居浜市国際都市づくり委員会を設置し、平成4年策定の国際交流基本計画の見直しを行い、これからの本市国際化の標となる新たな基本計画の策定を目指していく。

次に、6番の新居浜市地域コミュニティ活動支援交付金の導入について。本市最大の市民活動組織である新居浜市連合自治会の諸活動に対する支援策について、地域が主体となったまちづくりをより一層推進するための新たな支援策として、平成20年度から新たに、新居浜市地域コミュニティ活動支援交付金を導入する。

次に、9番の消費生活相談の充実及び消費生活改善の推進について。相談窓口を専任の相談員2人体制に強化したことから、より一層頼りになる相談窓口に向け、出前講座の積極的な活用等により、悪質・巧妙化する諸費生活問題、また増加傾向にある多重債務問題の未然防止と解決に取り組んでいく。

次に、10番のまちづくり校区集会の実施について。平成19年度に引き続き、市と連合自治会の共催で、市職員をまちづくり校区集会の運営全般に携わる「まちづくり推進員制度」を導入して実施し、課題の克服と行政と住民の信頼関係の構築に努めていく。

次に、14番の人権条例の運用について。人権施策基本方針の策定に向けた取組みを引き続き行っていくとともに、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図るため、市民の皆さんの理解と協力を得ながら、人権啓発についての事業などを進め、今後も、差別を「しない」「させない」「許さない」、一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない「あたたかい心で交わりあうことのできる新居浜市」を実現できるよう取組みを進めていく。

最後に、22番のワンストップサービスの実施について。市民の利便性の向上を図るため、住民異動届等に伴う各種届出等、複数の課にまたがっております各種申請、届業務をできる限り一箇所で行えるようなワンストップサービスの実施に向けて、平成19年度にワンストップサービス推進委員会が策定した報告書に基づき、具体的に取り組むを進めていく。

<環境部長>

環境部は全部で11項目、その内6項目についてご説明する。

まず、1番のごみ分別収集事業について。平成18年4月から9種分別を実施し、資源化の促進とごみの減量化に一定の効果をあげたものと考えている。さらに、ごみの有料化にあわせて、リサイクルの推進をし、21年10月を目標に、分別区分、収集方法の変更を予定している。内容としては、容器包装リサイクル法のプラスチックを分別収集し、ビンのコンテナ収集、缶のネット収集、雑ごみと小型破碎ごみを1つの区分にまとめる等を予定している。

次に、4番の(仮)もの長生き工房(不用品リユース促進の場)の整備について。平成16年度の台風災害により建設が凍結され10カ年からも除外されており、建設を予定していた清掃センターは、現在リサイクル施設を建設していることから、建設の目途が立っていない状況である。当初の建設の目的としては、ごみの減量化、市民環境活動の促進、市民意識の啓発、環境学習の推進となっていたが、これらの目的については、環境市民会議を設立し、当面は、この中で推進していきたいと考えていることから、とりあえず廃止したいと考えている。

次に、6番の新墓園計画について。平成19年度にアンケート調査を行い、市営墓地の建設、安価な墓地の希望等があったこと、また少子化や核家族化などにより、祭祀や墓の継承が困難なことから無縁墓地が増加しているため、新たに平面式墓地を造るのではなく、一定期限の使用期限を決めて循環できる合葬墓地を建設することとしている。平成20年度に、1,000万円の予算で測量及び地質調査を含む実施設計を予定し、21年度、22年度で建設を予定している。

次に、7番の公害防止協定の見直しについて。本市では昭和45年に住友金属鉱山(株)東予精錬所と最初に公害防止協定を締結して以来、現在、6事業所、2組合と締結している。しかしながら、この協定は現状にそぐわないものもあるし、また、昨年には、四国中央市で、ばい煙の法律違反が発覚し、本市の協定締結事業所でも違反事業所が出ており、今回見直しを検討している。時代の流れもあることから、名称についても、環境保全協定と変更することなどを検討し、今年度中に、県、関係事業所と協議を行っていききたいと考えている。

次に、9番の下水道事業経営の健全化について。取組みとしては、訪問して、水洗便所改造資金融資あっせん制度の活用を勧めることなどによる水洗化率の推進、また、滞納処理業務としては、民間の専門業者に委託し、徴収率の向上に努めていく。

最後に、11番の下水処理場改築事業について。昭和55年に共用開始した下水処理場の老朽化に伴い、国庫補助事業により、20・21年度の2か年継続事業で、Ⅲ系の1池を整備する。また、増設工事としては、下水道普及率の上昇による流入汚水量の増加に伴い、水処理能力の向上を図るため、20・21年度で増設を予定している。

<経済部長>

経済部は全26項目の内、主要な項目についてご説明する。

まず、7番の新市建設計画の別子観光センター(筏津山荘)改築に係る基本設計、実施設計の策定について。10か年実施計画としては、平成21年度、22年度で内示をいただいているが、市議会、また別子山地域住民との基本的な合意が成っていないことから、20年度については、基本設計、実施設計が可能となるように、取組みを進めてまいりたいと考えている。なお、(有)悠楽技の累積赤字が2,000万円を超えていることから、その経営改善計画についても、同時に進行し

て行ってまいりたいと考えている。

次に、10番の運輸交通体系の整備について。平成18年度から取り組んでいる都市交通計画策定業務が、3年目のこの20年度で終了する。本年度は最終年度ということで、本市の将来に渡る方向性が出るような都市交通マスタープラン及び都市交通戦略を策定していきたいと考えている。

次に、11番の渡海船新船建造事業について。平成18年度頃から、渡海船の新船建造について検討を重ねてきたが、現在は、新たな取組みとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有船制度を活用して新造船を建造したいと考えていることから、本年度に結果が出るように努めてまいりたい。

次に、15番の地球温暖化防止森林環境保全整備事業について。この事業は新市建設計画に位置づけられており、本年度から開始される事業であることから、遺漏のない対応をしてまいりたい。

次に、17番のため池等整備事業について。16年災害でも、ため池等の決壊があったが、それに伴う付近住民に及ぼす危険度、また、農家にとっては水の確保、この両面をして、ため池等については順次整備していきたいと考えている。

最後になるが、20番から26番が別子山支所関連の事業である。地籍調査事業、林道網の整備、森林等の整備については、従前どおり事業を実施してまいりたい。また、バス路線開設事業については、乗客数が伸びるような手当てをしてまいりたい。飲料水の安定供給については、新市建設計画で位置づけられており、できる限り早期に、ある一定の方向性を出してまいりたいと考えている。最後に、活性化推進住宅の建設についてであるが、このことについては、本年度に一応仕切り直しということであることから、建設部ともども協力をして、市議会と別子山地域住のご理解をいただき、本年度中に活性化推進住宅を建てることできるように、努めてまいりたい。

市長 市民部の国際交流基本計画に見直しについてであるが、本年度は徳州市に行く番である。このことについてどうするかは、私の方の判断になろうかと思う。

環境部。新墓園計画についてであるが、平面式墓地でなく合葬式墓地を造ることとしている。このことは、市議会でもほとんど話題になっていないようであるが、理解されているのであろうか。

環境部長 委員会などでは、ちらちらではあるが聞かれている。公明党議員団や自民クラブの議員さんの方から、いいんではないですかと言われた。

市長 どのような形式の墓地であるかは、理解されているのか。

環境部長 全員の議員さんがと言われると、疑問なところである。

市長 会派説明はしたのか。

環境部長 会派説明はしていないが、当初予算の中では出ている。

市長 新墓園ということで、平尾墓園の連続と思っている議員さんがいるかも知れない。わかり易く言えば納骨堂であり、全然違うものである。もう一度、各会派に確認をとっておいてほしい。企画部とも相談して、会派説明するなり、早急に対応してもらい

たい。

何か、質問等ないか。

副市長 市民部長。地域コミュニティ活動支援交付金については引継ぎを受けていると思うが、いろいろと懸案となっているので、早く方針をまとめて説明できるようにしていただきたい。また、ワンストップサービスについては、去年から聞いているが、いつ頃から実施する予定なのか。

市民部長 ワンストップサービス推進委員会が策定した報告書、これについては最終的な報告書をまとめている段階であり、5月庁議の前に、市長に報告をするという段取りで進めている。

副市長 では、20年度の途中から実施予定ということか。

市民部長 はい。

副市長 次に、環境部のごみ有料化であるが、これは、本年度、最大のテーマになるかと考える。方法を間違わないように進めていただきたい。

市長 ごみ有料化については、3月市議会で答弁したように、5月中に有料化の予定価格、有料化に伴う収入の使い道など、細部を全て詰めて決定したうえで、6月で市議会に説明。7・8月のまちづくり校区集会にて説明、パブリックコメントを行い、12月市議会ぐらいで条例提案。そして、翌年10月1日から実施というのが、大きな線である。当然、自治会関係、そして農業団体など、全て関係するので、今言った有料化のスケジュールを皆さんよく理解したうえで、各団体への周知を全庁あげてしていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。本年度の最大のテーマであるので、全部局で協調して、取り組んでいただきたい。

では、次の3部局、お願ひする。

<建設部長>

建設部は、全体で12項目を掲げている。その内6項目について説明する。

まず、2番の国領川緑地の再生整備について。この件については、重要事業・懸案事項の新規項目としている。今年度はまちづくり交付金を活用した整備事業の初年度となり、愛媛県との河川占用の事前協議が整った施設について、実施設計をしたいと考えている。また、昨年組織した河川敷利用者の代表からなる国領川緑地利用者協議会を引き続き開催し、不法占用工作物の撤去をはじめとした河川敷の利便性向上と適正な利用につながる取り組みを進めてまいりたい。なお、この件に関して、4月号の市政だよりにて、所有者の不明な工作物についてのお知らせを掲載している。

次に、4番の新居浜駅前土地区画整理事業について。平成19年度末での進捗状況は、施行面積27.8ヘクタールの内、約21ヘクタール余りのエリアが施行済みとなり、進捗率としては約76%となっている。また、地区内の移転戸数としては、330戸の内、約310戸の移転補償が完了となり、進捗率としては94%となっている。平成20年度は、道路・上下水道などの公共施設や宅地造成工事、建物移転を、引き続き行っていく。また、今年度については、駅前広場の基本計画を策定する予定としているが、この件については駅周辺整備室などと

十分な協議を行いながら、策定に向け努力をしてまいりたいと考えている。

次に、6番の角野船木線について。これは、新居浜インターチェンジから山根公園までの間、全長約1.7kmを、幅員12mでの整備計画である。現在、角野新田地区の延長327mを地方道事業として整備しており、平成20年度は、残る用地買収5.8㎡と、改良工事、換算延長で245mを完成させて、第1期工区の完成供用を目指している。また、第2期工区、新居浜インターチェンジから市道国領高祖線までの延長680m間についてである。既に一部の実施設計の着手を行っているが、平成20年度には用地測量を行い、平成21年度からの補助事業化に進めたいと考えている。

次に、7番の西町中村線について。西の端交差点から旧国道の間、延長170m、幅員20mで拡幅及び右折レーン整備を行うものである。平成20年度は、国及び県の事業との調整を図りながら、市としては西の端交差点南側の一部改良工事を行い、交差点全体としては平成20年度内完成を目標に、三者でもって協議を重ねながら完了したいと考えている。なお、市の事業としては、用地買収637㎡、物件補償7件を行うこととしている。

次に、9番の滝の宮山根線整備事業等について。自転車歩行者道である滝の宮山根線については、県道新居浜港線から上部東西線までの間、延長2,610m、幅員3mから3.5mで整備を行うものである。平成20年度は、角野橋歩道橋南詰めから南へ延長240mの歩道改良工事を予定している。また、同じく、自転車歩行者道の中央環状線、これは新規となるが、駅前土地区画整理事業により楠中央通りまで整備されるため、既に供用されている西側と結ぶ県道部の橋梁と取付道路、延長としては80m、幅員5mで整備を行うものである。平成20年度は、地質調査と道路及び橋梁の詳細設計を行う予定である。生活道路の充実については、平成19年度環境整備会議での市民要望を含め、緊急性の高い箇所から順次対応していきたいと考えている。また、歩道のバリアフリー化については、平成19年度に原地庄内線の南側歩道を実施したが、平成20年度も、引き続き整備していきたいと考えている。

次に、12番の「国道11号新居浜バイパスほか」としているが、まず、国道11号新居浜バイパスについてである。萩生地区、本郷一丁目から萩生リカーランドの2.0kmについては、既に、県道新居浜港線から東川周辺までの工事に着手されており、用地買収は進捗率約94%で、引き続き用地買収を行うと伺っている。県事業の西町中村線の事業延伸については、現県道から西町中村線、パルティフジまでの60m間について、設計中と伺っている。岸ノ下、大生院地区1.5kmについては、用地調査が概成し、県道金子中萩停車場線交差点から西へ200mまでの区間の用地買収に着手していくと伺っている。松原地区（2工区）の未供用区間0.5kmについては3月22日に開通し、国道11号の渋滞緩和や歩行者及び自転車等の安全性、利便性が向上するものと期待している。次に、郷桧の端線（県道新居浜東港線）については、現在、JR予讃線より北側区間の用地買収の完了に伴い、一部改良工事を行っており、平成20年度においても引き続き改良工事を行う予定と伺っている。また、JR予讃線から南側区間については、引き続き残りの用地買

収を行うと伺っている。次に、西町中村線（県道新居浜港線）である。これについては街路事業として認可をいただいたので、それに伴って事業推進が図れるものと考えている。今までの県単事業から街路事業に移行することによって、少しは事業進捗が早くなると期待している。ただ、先ほど企画部から説明があったとおり、道路関係事業、そして、まちづくり交付金事業の実施にあたっては、現在、議論されている道路特定財源、特に暫定税率の動向に注視して、取り組みを行っていきたいと考えている。

市長 冒頭で申し上げたが、ここで退席させていただく。なお、道路特定財源についてであるが、平成20年度は再議決であれ、何であれ、地方財政にきちんと保証をし、そして、21年度以降は一般財源化を含め、国で、政府や政党等で案を出し合い、根本的な議論を行い決定して進めていくことになろうかと思っている。とにかく、今年度はきちんとしてもらわなければ困る。21年度以降は、新しい仕組みができれば、その中で我々もやっていくということである。

では、副市長さん、後はお願いします。

副市長 引き続き、議会事務局からお願いします。

<議会事務局長>

議会事務局は、いずれもその他の事項である。2項目について説明する。

まず、海外都市行政調査について。派遣分野や調査内容ははじめ海外視察のノウハウが豊富である全国市議会議長会主催の海外都市行政調査団に参加することによって、各国の先進地における具体的な地方行政運営の実態や行政施策の調査を通じて、都市行政運営上の重要な情報を得ることにより、新居浜市が抱える諸問題等について、新たな施策の推進に資するものがあると考え、昭和48年以来、欧米やオーストラリアなど各国の先進都市の行政調査を行ってきた。しかしながら、平成17年度以降は、本市の厳しい財政状況を考慮して、全議員総意のもと自粛されている。この議員の海外視察については、一部に消極論もあり賛否両論であるが、地方の自主、自立性の拡大や、議会制度の見直しなど、地方議会の変革期であり、議員の政策能力の向上、行財政のチェック機能強化など議会の活性化につながるという観点から、平成20年度については、2人の派遣予定となっているが、今年度実施するかどうかは、今後、海外派遣都市行政調査の日程が決まり次第、市議会での派遣議決を行い決めていただくことになる。

次に、市議会本会議のCATV録画放送及びインターネット映像配信について。CATVによる本会議の生中継については、平成11年9月定例会から実施しているが、この生中継は平日の昼間の時間帯であるため、視聴できる市民は限られていることから、録画放送及びインターネットによる映像配信の実施についての協議を進め、インターネットによる議会映像配信に関しては、平成18年4月から本市のホームページ上で、行政広報番組「マイタウンにいほま」の動画配信を実施しており、この映像配信システムを併用して、本会議の様子を配信することが可能になったため、このことと録画放送事項とあわせて議会運営委員会で協議していただき、全会一致で決定されたものである。CATVによる本会議の生放送に加え、録画放送及びインターネットによる映像配信を実施することで、一人でも多くの市民が視聴できる機会を増やし、より開かれた議会を目指すという

視点にたった、議会の活性化がさらに積極的に図られることになると考えている。なお、安定的な映像配信を行うための議場映像改修工事については、1か月程度の工期が必要なことから、6月議会終了後に着手する予定である。

<水道局長>

水道局は、執行方針8項目の内、7項目についてご説明する。

まず、1番の水道料金等収納業務等の包括的業務委託の検討、実施について。水道料金等の早期収納と未収金の縮減に向け、平成19年3月から、滞納整理業務について、民間の専門業者に業務委託を実施している。この契約期間は平成21年2月までとなっており、料金業務のさらなる事務省力化、経営の効率化への取組みとして、検針・調定・受付・収納など一連の料金調定・収納業務の包括的な業務委託を実施する計画を持っている。平成20年度の早い時期に、滞納整理業務委託の検証・評価を行い、包括的な業務委託の実施及び時期を見極めていきたいと考えている。

次に、2番の地域水道ビジョンの策定について。地域水道ビジョンは、水道事業の現状と将来の見通しを可能な限り定量的に分析、評価し、水道事業のあるべき姿を描いていこうとするものである。政策目標としては、安心、安定、持続、環境、国際など5つの項目があるが、本市水道事業の特性を踏まえた水道ビジョンを平成20年度中に策定し、公表する計画で取り組んでいる。

次に、3番の瀬戸・寿上水道問題への取り組みについて。この問題に対しては、水道局は、市長部局と一体となって、上水道組合や関係自治会などと円満な解決が図られるよう努めている。市の基本的な方針である市水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスについての協議が行われ、一日も早く問題が解決できるようあらゆる努力をしていきたいと考えている。

次に、4番の岸ノ下水道組合統合事業について。統合整備事業については、平成19年度に引き続き実施し、平成20年度で完了する。組合の戸数104戸のうち平成19年度に72戸を市水道へ切り替えている。残り32戸については、平成20年度上半期に完了する予定である。

次に、5番の老朽配水管布設替の促進と、7番の上水道の安定供給を合わせて説明する。両項目とも、上水道の安定供給に関することである。施設の更新整備については、平成20年度から総合的かつ計画的、継続的に取り組んでいくことにしている。安定給水を図るため、各給水区の老朽配水管の更新及び耐震性配水管への布設替工事を実施しているが、特に、布設後50年以上経過している市道登り道線の老朽配水管の布設替を平成19年度に引き続き実施する。同時に県道新居浜港線と平和通りとの交差点北側から直進して昭和通りまで配水管を布設し、登り道幹線のバイパス機能を確保し給水の安定を図っていきたいと考えている。送・配水施設については、上部給水区及び川西給水区に配水池を築造・増設するための基本設計・用地測量・地質調査などを実施し、この調査を基に、平成21年度以降整備に取り組んでいくこととしている。その他、各送水場の老朽化した電気設備、機械設備の更新を行い、設備の信頼性を向上させていくこととしている。さらに、緊急事態を想定した訓練を定期的実施し、さらなる安定給水の向上に努めたいと考えている。

最後に、8番の工業用水道の安定供給について。工業用水道事業については、土地区画整理事業に伴う配水管布設替工事、及びJR敷地配水管布設替工事の実施設計を行う。また、単独事業として、導水管の余水吐改良、配水管のドレン設備の設置、監視制御システムの改良工事などを行い、

工業用水の安定供給を図っていく。工事に際しては、給水事業所との綿密な事前協議、複数工事の同時施工など、可能な限り短期間の断水で工事が完了するよう工夫を行い、給水の安定を図っていきたいと考えている。

副市長 建設部。国領川緑地再生整備についてである。相手が居ることであるが、いつ頃、その計画の内容を市民に皆様に公表できるのか。

建設部長 時期としては、今、いつとは申し上げかねるが、今週、事務サイドの打合せを行うこととなっている。できる限り早く、市民の皆様へ公表できるように努めてまいりたい。先ほども説明したが、そのような中で部分的ではあるが、こんなもので良からうとされているものについては実施設計を行っていきたいと考えている。

副市長 もう1点、道路特定財源と関係するが、西の端の交差点、そして新居浜駅菊本線の開通、この見通しはどうなっているのか。

建設部長 新居浜駅菊本線は市の事業であり、本来、平成19年度内に開通予定であったが、繰越しをさせていただいた。繰越し事業については、今回の道路特定財源問題とは関係なしに実施できるので、遅くとも7月末までには開通する予定である。

西町中村線の交差点については、国の方がもう既に工事発注している。しかしながら、現物の補償、公共下水道の管渠を移設しなければならないが、今、市との補償契約が結べない状況である。公共下水道のパイプを移設ができれば、交差点改良はできる。国は、その補償問題だけが残っている。話を詰めて、いずれにしても、20年度中には完成させたいと考えている。

副市長 補償契約が結べないのは、やはり、予算の問題か。

建設部長 そうである。契約内容は決まっているので、後はお金の措置だけである。国の了解が得られ、先行して移設を行い、お金は後からもらうことが可能であれば、早く行いたいとは考えている。

副市長 いずれにしても、国領川緑地の再生整備、西の端の交差点、そして新居浜駅菊本線については、できる限り早い完成を目指していただきたい。

次に、水道局の瀬戸・寿上水道問題についてである。交渉相手がなかなか定まらないということで苦労されていることは理解できるが、企画部、そして総務部長と相談して、前進するよう努力をお願いする。

何か、質問あるか。ないようなら、次の3部局、説明をお願いする。

<教育委員会事務局長>

執行方針9項目の内、特別支援教育の充実と一貫した支援システムの構築他2項目について説明する。

まず、7番の特別支援教育の充実と一貫した支援システムの構築について。本市の発達障害を含めた特別支援教育の方向性について検討し、特別支援教育指針を作成するとともに、この指針を踏まえ個別の支援教育の内容の検討を行うなど、障害のある子どもの社会的自立や社会参加に向け、

就学前から就労に至るまでの一貫した支援システムを構築していく。これまでも、障害のある子供への対応については、乳幼児から就労に至るまで、それぞれのライフスタイルに合わせ、教育や医療等多くの関係機関が個別・単独に関わってきたが、この発達支援準備室が中核となり支援していく。来年度には、準備室から発達支援室に移行したいと考えている。

次に、8番の地域主導型公民館への移行について。今回、重要事業・懸案項目として、新規にあげたいと考えている。今、公民館はこどもの安全・安心、環境や福祉などの現代的課題への取り組みに重点を置き、すべての地域住民の参画を促し、地域づくりの拠点としての機能が求められている。そのような状況の中、地域活動や社会教育に関する知識・技術を持った人材を登用することによって、地域との連携を促進し、自立した人づくりの拠点としての公民館を目指していく。今年度は4館が地域主導型公民館へ移行した。地域の皆さん理解・協力を得ながら、社会教育課職員による支援、研修などによりスムーズな移行を目指している。また、平成21年度以降の公民館の地域主導型への移行に向けまして取り組んでまいりたい。

最後に、9番の学校図書館の機能充実について。児童・教職員が本来の学校図書館の使命に沿った学校図書館を活用できる環境を作るため、市立図書館が学校図書館支援員4名を派遣し、小学校図書館を支援していく。具体的には、今年度は小学校の図書館の環境整備に重点を置き、現状把握の調査を行っていく。その後、除籍図書の整理、必要図書・不足図書の把握、司書教諭と支援員の研修、学校図書館の分類や配架等の改善指導など行い、このことにより、学校図書館が本来の機能を果たすことができるよう推進してまいりたいと考えている。

<消防長>

消防本部は、執行方針6項目の内2項目についてご説明をする。

初めに、4番目の救急体制の充実について。最近の救急需要増加に伴い、複数の救急車が同時に出動する機会が増加していることから、救急救命士や標準課程資格者の増員が必要となっている。これに対応するため、広島市の救急救命士養成所に1名、標準課程資格取得のため愛媛県消防学校に4名を派遣をする。今後においても、救急隊員として必要な資格者の計画的な養成を行い、高度な救急処置による救命率の向上を目指してまいりたい。

次に、5番目の警防体制の充実について。南消防署の水槽付ポンプ車1台、消防団ポンプ車2台、小型動力ポンプ付積載車3台の更新整備を行い、消火作業の効率化を図るとともに、安全で迅速な消火活動により、被害の軽減に努めていく。

<出納室長>

部局の執行方針項目は、「厳正かつ効率的な会計事務執行」についてである。今年度、出納室においては、現金及び物品の出納・保管並びにこれらに関する会計事務を適法かつ適正に処理することで、正確性、透明性を確保した信頼される会計事務の執行を基本に、引き続き取り組んでまいりたいと考えている。なかでも、支出証憑の審査にあたっては、法令または契約に違反しないか、金額の算定に誤りがないか、正当な債権者であるかなど厳正なチェックを行い、支払遅延防止法に抵触しない適正な支払いを実施していく。なお、平成20年度においては、本市の公金支払に関する事務について、改善すべき事項を検討し、効率的かつ適正な予算執行を図るため、新居浜市公金支

払関係事務改善検討委員会を本年2月に立ち上げ、先ほど説明があった平成20年予算執行方針にも既に改正内容を掲げているが、会計事務処理の改善に向け協議検討を進めていく。また、公金の保管については、ペイオフ対策を遵守し、安全かつ確実な出納保管に努めていく。なお、毎年度実施している出納事務研修会につきましては、今年度も継続実施することで歳入、歳出に係る事務の公正、確実かつ迅速な執行を図ってまいりたいと考えている。

副市長 教育委員会事務局。地域主導型公民館へ移行については、理解していることと思うが、適正な執行をよろしく願いたい。

次に、消防本部の救急体制の充実について。先般には、医療・救急体制プロジェクトチームからの報告があった。また、県立病院の救命救急センターもある程度充実してきたので、西条市、四国中央市ともよく連携して、体制の充実を図っていただきたい。

何か、質問等あるか。ないようなら、最後の4部局、説明をお願いします。

<監査委員事務局長>

監査委員事務局の執行方針について、ご説明する。

平成20年度の監査実施計画の基本方針としては、身の丈に合った堅実な行財政運営がなされたか、また効果効率的な予算執行がなされているかを、市民の目線に立ち、監査を行っていく。その中でも重点的な取組みとしては、まず第1点として、市の予算執行方針を踏まえ、行財政改革及び効率的な行財政の執行がなされているか、経済性・効率性・有効性といった行財政監査の視点から審査を実施する。第2点目は、平成19年度に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成19年度決算を4つの財政指標、いわゆる、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率で審査することにより、財政指標の正確性、将来計画の見通しの実現性等を検証する。第3点目は、法令遵守に基づく正確な事務執行が行われているかを検証する。そして第4点目としては、行政の透明性と適正な運営に資するため、監査の結果については、市長をはじめ、関係機関に報告するとともに、各公民館や本市ホームページ等を通じ市民に公表する。以上4項目を中心として、監査事務を執行してまいりたい。なお、20年度の監査実施計画については、後ほど掲示板に掲載する。

<農業委員会事務局長>

農業委員会事務局は部局執行方針として5項目掲げており、その内3項目についてご説明する。

まず、1番の農地法関係の適正な運用について。農地は、食料の生産基盤であり、また本来の機能保持に加え自然災害を未然に防ぐなど、地域財産として市民生活の安全と安心に寄与している。このことは、農地法を遵守することにより優良農地の確保と計画的な土地利用を図り、秩序が守られた結果において初めて機能するものであり、農地転用の業務、また農地の権利移動について、適正かつ的確な執行に努めるとともに、各地域において耕作放棄地が増加していることから、日頃からの農地パトロールを更に強化し、無断転用、耕作放棄地、ヤミ小作等の未然防止の強化に努めていく。

次に4番の景観形成作物取り組み事業について。遊休農地解消対策の一環として、市内3か所の

遊休農地で実施している景観形成作物であるヒマワリ・コスモス・菜の花等の作付けを継続し、遊休農地所有者等への啓発を行い、農地性の維持、地域の景観保全に努めていく。

最後に、5番の農業委員への女性・青年農業者等の登用について。女性農業者の地位向上と男女共同参画社会の形成に向けて、関係機関と連携して家族経営協定の更なる普及拡大に努める。また、地域の世話役や構造政策の積極的な推進に意欲を持った、女性・青年農業者及び認定農業者の農業委員への登用促進を図り、議会推薦による女性委員の登用、選挙委員での立候補の環境づくりに取り組んでいく。

以上のことなどを効果効率的に推進して、公共性の高い農地の確保など地域農業の維持・発展に努めていきたいと考えている。

<港務局事務局長>

港務局は、2項目である。

まず、港湾改修重要事業について。この事業は、今後30年以内に50%程度の確率で発生が予測されている南海地震などの大規模地震災害時に対応した海上輸送の防災拠点と国内海上輸送の基盤強化を図るため、東港地区の黒島工業団地側に水深7.5mの耐震強化岸壁と水深5.5mの岸壁を各1バースずつ整備するものである。平成13年度に本格的に着工し、19年度は水深7.5mの耐震強化岸壁の上部工と泊地浚渫を行い、20年度は2億円の事業費で、水深7.5mの耐震強化岸壁の裏込め工と泊地浚渫、また水深5.5mの岸壁の上部工及び裏込め工を施行することとしている。なお、事業費ベースで本年度末での進捗率は70.1%で、平成23年度供用開始を目途に事業を推進していく。

次に、ふ頭用地造成事業について。先程の港湾改修重要事業で整備している岸壁の背後に同岸壁で取り扱う貨物の荷捌きや一時保管のために2.2haの用地造成を行うもので、総事業費は3億9,700万円である。19年度は、取り付け部の方塊ブロック部上に上部工及び埋立工を施行し、20年度は、事業費2,000万円で埋立工を施行する予定である。なお、事業費ベースで本年度末での進捗率は40.3%で、水深7.5mの耐震強化岸壁と水深5.5mの岸壁の供用開始に合わせた整備を推進していく。

<選挙管理委員会事務局長>

選挙管理委員会事務局は部局執行方針として3項目をあげているが、いずれも、その他に該当する項目である。

平成20年度は、7月6日に農業委員会委員選挙、7月31日に愛媛海区漁業調整委員会委員選挙、そして秋には任期満了となる新居浜市長選挙の執行が予定されている。選挙管理委員会事務局としては、これらの選挙の適正な執行を図ることを、第一に重要な課題と位置づけている。また、昨年度発生した選挙公費の過誤請求問題に関し、再発防止に向けた取り組みについても本年度に執行する選挙から適用すべく、手続きを行っていく。

副市長 選挙管理委員会事務局。積み残しとなっている選挙の公費負担の改善策を、早急に取りまとめのほうをお願いしたい。

今までの説明で、何か質問等あるか。

建設部長

工事監査についてお願いしておきたいことがある。昨年度は、建設部の工事監査は非常にたくさんあった。その中でお褒めの言葉もいただいたが、少し偏りがあったように思える。建設部が多くて、他の部局があまりなかったように思う。偏らない形でお願いしたい。

副市長

指摘が多いということか。

建設部長

そうではなく、工事監査の対象となった工事の件数が、建設部が多すぎるということである。各部局にまたがって、幅広く選考していただきたいというお願い、要望である。

副市長

他に、質問等ないか。

ないようなら、以上、各部局の平成20年度の執行方針を説明していただいたが、進行管理を徹底して遺漏のない対応をお願いしたい。

本日の議題は以上で終了したが、何か連絡事項等があればお願いする。

ないようなら、私から。去年一年間一緒に仕事をさせていただき、感じたことを含めて、今後の一年間、お願いしたいことがある。まず、庁内議論を活発にさせていただきたいということで、新たな施策を実施する場合には、課内はもちろん、部内でも大いに議論をしていただいて、また、関係部局との協議も十分行っていただきたい。その上で、本市には企画財政会議や企画調整会議という場があるので、そこに図っていただいて、調整をしていただきたい。そして、その結果を踏まえて、市長に報告をして、そこで判断を仰ぐというルール、システムをぜひ守っていただきたいと思っているので、よろしくをお願いしたい。

それともう一点。市政の重要案件、あるいは市民生活に直接関わるような案件については、事前に議会に説明することを、まず大前提に考えていただきたい。従って、どの案件を、どの時点で議会に説明するか、この辺のことを管理職の方は常に念頭に入れて、仕事をしていただきたい。

最後になるが、よく言われている「ハウレンソウ」についてである。報告、連絡、相談を徹底していただきたい。相談はかなりあるが、報告がないのがおうようになっている。よって、今後は、報告、連絡、相談を徹底していただきたい。これは、課内でもそうであり、部局内でも、そして庁内でも徹底していただきたい。よろしくをお願いする。

では、これにて、平成20年度の第1回庁議を終える。